

令和6年度

- ・刈払機取扱作業安全衛生教育
- ・伐木等業務安全衛生特別教育
- ・車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育

の開催日程について

★講習会受講者を募集します!

林業・農業・建設業・その他の現場でチェーンソーや刈払機を使用する業務に従事する為には、労働安全衛生規則等で定められている「伐木等業務安全衛生特別教育」や「刈払機取扱作業安全衛生教育」「車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育」等の受講が必要となります。季節労働者の方の受講料は全額助成となりますので、この機会にぜひお申込みください!

伐木等業務安全衛生特別教育(新規・18時間)

開催月日	時間	申込期限(協議会)
8月28日(水)~30日(金)	【1日目、2日目】 8:30~17:00	8月13日
10月9日(水)~11日(金)	【3日目】 8:30~12:00	9月24日

刈払機取扱作業安全衛生教育(新規・6時間)

開催月日	時間	申込期限(協議会)
6月13日(木)	8:30~16:00	5月28日
9月26日(木)		9月10日

車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育(各講習6時間)

開催月日	時間	申込期限(協議会)
10月30日(水)~31日(木)	8:30~17:00	10月15日

※種目~伐木等機械・走行集材機械・簡易架線集材装置より1~3講習選んでお申込み下さい。  
※受講には「実務経験証明書」が必要です(現に上記の機械を使用しているか使用予定のある方で、平成26年11月30日以前に実務経験が6ヶ月以上ある方が対象となります)。

講習会場: 北見市オホーツク木のプラザ  
(北見市泉町1丁目3-18 ☎0157-25-1331)

主催: 林材業労災防止協会 北海道支部 北見分会

必要書類: 申込書(協議会にあります)、特別教育修了証の写し(持っている方・表裏両面)、雇用保険被保険者証(もしくは雇用保険特例受給資格者証)の写し、写真1枚(6ヶ月以内に撮影した上半身無帽・無背景のもの、縦3cm×横2.5cm、裏に氏名記入)

- その他: ①各講習会の受講者数が少ない場合は、会場変更および中止する場合があります。  
②開催日は予定となりますので、日程が変更となる場合があります。  
③申込人数に限りがありますのでお早めにお申込下さい

【問合せ先・申込先】

美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会

(直通電話) 0152-77-6188

◇事務局

〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場経済部商工観光課内  
電話:0152-77-6548 FAX:0152-72-4869

